

# 郡上市 R P A 実証実験支援委託業務仕様書

令和 3 年 4 月

郡上市 市長公室情報課

## 1 概要

本仕様書は、郡上市（以下、「本市」という。）の「郡上市 RPA 実証実験支援委託業務」

（以下「本業務」という。）の提案に関し必要な仕様を定めるものである。

## 2 目的

本市ではRPA（RoboticProcessAutomation）の導入により事務の一部の自動化をすることで、市民サービス及び職員生産性の向上を目指したいと考えている。このため、本市ではRPAの導入に向けた実証実験を計画しており、本業務では、本市に対しての実証実験の迅速かつ円滑な実施とともに、導入効果の最大化に向けた検討を進めることを目的としている。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和3年9月30日まで

## 4 業務内容

本市では、本市役所内の事務改善・効率化を目指し、次の約200件の業務に対してAI-OCR及びRPAに係るシステムに関する提案を受けて、受託事業者を選定する。

### ア) 実証実験業務名

- ・介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書情報の入力

業務名	業務内容	件数
介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書情報の入力	紙媒体で提出された、要介護認定・要支援認定（新規・更新）の申請書情報を基幹システム（総合行政情報システム）に反映させる。	約 200 件

### イ) 事業費

AI-OCR及びRPAの導入から運用、効果検証までの費用。

400,400円（消費税相当額含む）以内とする。

### ウ) 実績

提案するRPAツールは、総合行政情報システム（（一財）岐阜県市町村行政情報センター）にRPAツールの導入実績を有し、かつ、RPAツールによる業務作成および稼働実績を有していること。

※このことについて、業務実績書（様式5）に記載すること。

エ) その他

以下の条件を備えたものとして提案するものとする。

(1) RPAツールの仕様

次の要件を満たし、令和3年度からの本格導入を見据えて、本市にとって最適なRPAツールを選定し、端末1台で使用可能なライセンスを調達すること。

【RPAツールの機能要件】

- ①操作画面、マニュアルとも日本語に完全対応していること。
- ②スタンドアローン型で使用できること。
- ③自動化フローの作成、実行、編集が可能であり、フローチャートをGUIで記述できること。
- ④シナリオ作成にあたりキーボードの打鍵操作やマウスを使ったユーザー操作等の記録及びフロー記述による編集および指定の画像もしくは場所を識別する機能を有していること。
- ⑤条件分岐や繰り返し処理に対応していること。また、フローチャート上で繰り返しのフローを記述しなくても、CSVファイル上のデータを使用し件数分の繰り返し処理を実行できること。
- ⑥シナリオの実行が停止した場合に、停止した場所がわかる等の原因究明が容易であること。
- ⑦作成したシナリオが、端末を増設した場合でもシナリオを複写するなどして使用できること。
- ⑧自動化フローに対してパスワードを設定することで不正使用を防げること。
- ⑨保守サポートは国内で完結すること。（海外の保守サポート拠点への転送は不可）
- ⑩本市指定の端末へのインストールを支援し、本市職員が操作できる状態にすること。
- ⑪本業務履行期間中は、RPAツールの操作方法に関する本市職員からの問い合わせに対応すること。

(2) AI-OCRの仕様

次の要件を満たし、令和3年度からの本格導入を見据えて、本市にとって最適なAI-OCRを選定し、想定業務で使用可能なサービスを提供すること。

【AI-OCRの機能要件】

- ①操作画面、マニュアルとも日本語に完全対応していること。
- ②問合せ対応等の保守サポートは国内で完結すること。（海外の保守サポート拠点への転送は不可）
- ③手書き帳票の文字を認識してデータ化できるものであること。
- ④複数の帳票を定義できるものであること。

- ⑤インターネット上のパブリッククラウドを利用したサービスではなく、LGWAN 系統にて完結した仕組みであること。
- ⑥入力画像データファイルの形式はPNG、TIFF、PDF、JPEGに対応していること。
- ⑦OCR認識対象文字付近の「注釈」や「印影」を「読み飛ばす」機能により、従来型OCRでは困難だった、「ズレ・傾き」や「影」がある例外的な帳票画像でも高精度に読取ることが可能であること。
- ⑧情報処理技術に精通していない職員であっても、データ化が容易に行える簡便なインターフェースを備えていること。

### (3) 職員向けRPA導入及びシナリオ作成研修等

- ①実証実験に参加する本市職員に対して、RPAツールの操作説明会を実施すること。
- ②実証実験を迅速かつ円滑に実施することを目的として、実証実験において本市職員が実施する作業について、技術支援及びコンサルティングを実施すること。
  - ・業務所管課職員にヒアリングを行い、業務所管課職員が業務手順を可視化するのを支援し、必要に応じてRPAソフトウェアを使用した業務手順の見直し、業務フローの最適化について助言・提案をすること。
  - ・シナリオは、「シナリオ作成研修」を受講した業務所管課職員が中心になって作成することを想定し、受託者は、その作成作業に同席し、必要な指導・助言を行うこと。
  - ・シナリオ作成後に運用するにあたって、職員によるシナリオの変更等が困難な場合等に必要に応じてオンサイトでの技術的支援を行うこと。
  - ・問合せや質問について、随時オフサイト（電話・電子メール）での技術的支援を行うこと。なお、本市の業務時間（平日の8時30分から17時15分まで）において、概ねサポートが受けられること。
- ③RPAツール、AI-OCRの令和3年度からの本格導入と継続的な運用に向けた本市への提案をすること。
  - ・本市の組織実態をできる限り把握し、令和3年度からの本格導入後、長期的に運用していくことができる管理運用体制の提案
  - ・シナリオ作成を内製化するための研修カリキュラム等の提案

### (4) 成果報告書の作成

実証実験及び実証実験後の振り返りにより得られた結果等をまとめて報告書を作成すること。

## 5 費用負担に関する事項

- (1) 受託者は本業務の遂行にあたり必要となる受託者の人件費、出張旅費、諸手当等の費用を全て負担すること。
- (2) 本市との打ち合わせをはじめとする各種会議等で使用する印刷物作成、成果物

の納品に係る媒体等消耗品を全て負担すること。

(3) 本市との連絡調整に必要となる電話、郵便物等の通信運搬費（受託者から本市に向け発信、発送したもの）を全て負担すること。

## 6 著作権等

(1) 本業務における成果物及び中間作成物に関する一切権利及び成果物等の所有権・著作権は本市に帰属するものとする。

(2) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。

## 7 個人情報の保護・機密保護

(1) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(2) 業務遂行のため本市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用してはならない。

(3) 本業務を通じて知り得た個人情報については、郡上市個人情報保護条例（平成16年3月1日条例第11号）、その他関係法令を遵守し、個人諸権利を侵害することがないよう必要な措置を講じることとする。

(4) 業務の実施に当たっては、本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、本市の責任に帰する場合を除き、その賠償責任を負うこととする。

## 8 業務の再委託

再委託は原則禁止する。ただし、あらかじめ本市に承諾を得た場合は、この限りではない。

## 9 その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、漏れなく提案し、業務の範囲内で実施することとする。

(2) 本仕様書に疑義が生じた場合には、本市と協議することとする。